

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 策定の趣旨

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩などにより平均寿命が著しく伸び、「簡易生命表」（平成18年度厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、平成18年度の平均寿命は、男性79.00歳、女性85.81歳となり、世界有数の長寿国となっています。

「日本の将来推計人口」（平成18年国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成47年（2035年）には国民の約3人に1人が、平成67年（2055年）には国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。

こうした高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急速に増えることが見込まれるため、全ての高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるよう、要介護状態にならないための保健予防活動や生きがい・健康づくりの施策の充実を図っていく必要があります。

また、高齢者介護は、家族による介護に大きく依存していますが、核家族化の進行や高齢者のみの世帯の増加が進み、家庭での介護機能の低下による、家族の介護疲れといった問題が深刻化しています。

「高齢者保健福祉計画」は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、市が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

また、「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画に包含されるものとして、地域の要介護者等の尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために定める計画です。

両計画のこうした趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉に関連する施策を総合的に進めるため、平成21年度からの新たな「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

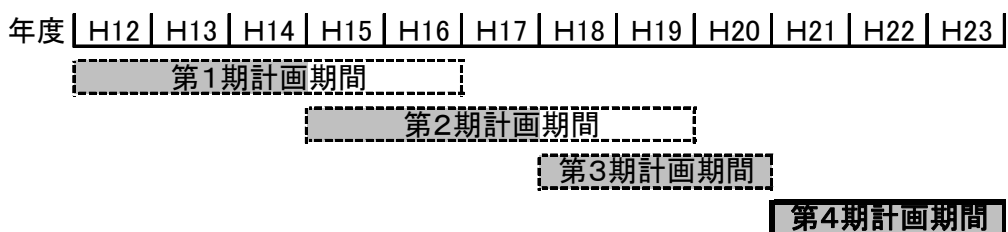
## 第2節 計画の構成

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、次の考え方に基づき構成されています。

### 1 計画の期間

本計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3か年です。

計画は3年ごとに見直しを行うとされていることから、第3期計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を見直し、新たに策定するものです。



第2期までは計画期間が5年とされていました。

### 2 基本理念の設定

今後もますます人口構造の高齢化が進む中で、計画の策定にあたっては、団塊の世代がすべて65歳に達する「平成27年（2015年）の高齢者介護の姿」を念頭に置く必要があります。

そこで、第5期計画期間の最終年度である平成26年度（2014年度）の目標を掲げ、これを基本理念として、今期計画をそこに至る中間段階として位置付けることとします。

### 3 計画目標の設定

計画の策定にあたり、計画期間の3年間で実現すべきこととして、計画目標を設定します。

計画目標は、基本理念の実現に向けて到達すべき中間目標であり、この中間目標の達成に向けて、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的推進と円滑な実施を目指します。

### 4 施策の体系の設定

計画目標を達成するための具体的な施策を体系づけて設定します。

### 第3節 法的根拠・他の計画との関連

#### 1 法的根拠

老人福祉計画については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8において、「市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする」と規定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

なお、従来老人保健法に基づく老人保健計画は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律と改正され、法的には老人福祉計画と一体のものとして策定する義務はなくなりましたが、高齢者の健康の維持・増進を図る目的から、本市における本計画の名称は、従来のおり高齢者保健福祉計画とします。

また、介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条において、「市町村は、基本指針に即して、3年間を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と指定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

#### 2 他の計画との関連

本計画は、将来のまちづくりについて定めた「登別市総合計画」の“やさしさと共生するまち”をテーマとする保健・医療・福祉に関する各施策と調和を保つように策定する必要があるとともに、北海道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性にも配慮した計画とする必要があります。

## 第4節 計画策定体制

### 1 計画策定の経緯

計画策定にあたっては、高齢者等の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、広く市民の意見を反映させるために関係団体からの推薦者や市民の参加による「登別市介護保険運営協議会」を平成12年9月に、「登別市高齢者保健福祉計画検討会議」を平成20年5月にそれぞれ設置し、協議を重ねてきました。

### 2 高齢者実態調査の実施状況

高齢者の実状を正確に把握するために、次の要領で高齢者等調査を実施しました。

#### 〈一般調査〉

##### (1) 調査の目的

登別市における65歳以上の高齢者や40歳から64歳までの若年者の日常生活の実態やニーズを把握し、本計画を策定するための基礎資料としました。

##### (2) 調査対象

介護認定審査で要支援・要介護と認定された方を除いた次の方。なお、該当年齢は平成20年4月1日現在です。

- ① 「高齢者一般調査」は、登別市に住民登録をしている65歳以上の方から抽出した1,000名。
- ② 「若年者一般調査」は、登別市に住民登録をしている40歳から65歳未満の方から抽出した1,000名。

##### (3) 調査方法等

- ① 調査基準日 平成20年4月1日
- ② 調査期間 平成20年5月16日から5月31日まで
- ③ 調査方法 郵送による配布と回収

##### (4) 調査項目

性別、家族等の状況などの基本的事項のほか、収入、住まい、健康状態、食事、生きがい、介護サービスの利用意向などについて調査しました。

## (5) 回答結果

| 区 分     | 対象数    | 回答数 | 回収率(%) |
|---------|--------|-----|--------|
| 高齢者一般調査 | 1, 000 | 599 | 59.9   |
| 若年者一般調査 | 1, 000 | 443 | 44.3   |

## 〈要介護認定者調査〉

## (1) 調査の目的

登別市における要介護認定者の日常生活の実態やニーズを把握し、本計画を策定するための基礎資料としました。

## (2) 調査対象

登別市に住民登録をしており、平成20年4月1日現在、介護認定審査で要支援・要介護と認定された方のうち在宅で生活している方。

## (3) 調査方法等

- ① 調査基準日 平成20年4月1日
- ② 調査期間 平成20年5月15日から5月30日まで
- ③ 調査方法 郵送による配布と回収

## (4) 調査項目

性別、家族等の状況などの基本的事項のほか、介護サービスの利用状況や、介護者の状況などについて調査しました。

## (5) 回答結果

| 区 分      | 対象数    | うち<br>未送達 | 回答数<br>(率%)   | うち有効回答数<br>(率%) |
|----------|--------|-----------|---------------|-----------------|
| 要介護認定者調査 | 1, 515 | 11        | 924<br>(61.4) | 830<br>(55.2)   |

